

平成14年9月30日

「証券会社・投資顧問会社・投資信託委託会社の最低資本金の引き下げ
について」

証券会社の最低資本金（現行）

○ 登録証券会社 1 億円

○ 元引受会社（認可）

- ・ 幹事会社 30 億円
- ・ 幹事以外 5 億円

○ 有価証券店頭デリバティブ（認可） 10 億円

〔（参考） ・ 銀行 20 億円
・ 保険会社 10 億円〕

○ 私設取引システム（認可） 3 億円

証券会社の最低資本金の推移

			昭25・8 (2年間) (注1)	昭27・6 (即日施行)	昭29・7 (3年間)	昭34・11 (2年 11か月)	昭38・6 (1年半、 2年半)	昭40・10 (2年半)	昭42・10 (即日施行)	昭46・7 (即日施行)	(参考) 望ましい資本の額		平3・4 (即日施行)	平5・4 (5年間)	平10・12 (特殊証券 会社のみ 5年間)						
			最低資本 金制度 導入時					免許制移行 時(注4)				昭55・11 (注2)	昭61・12 (注3)				登録制移行 時(注5)				
元引受けを 行う会社	幹事 会社	証券法旧第28条第 2項第3号の免許 と、同項第1号又 は第2号の免許と を合わせ受ける会社	3,000 万円	元引受額 1件200 万円以上 3,000 万円	5,000 万円	1億円	2億円	3号免許と、その他 いずれかの免許 30億円		30億円	/	/	/	/	/	/					
		上記以外の会社		元引受額 1件200 万円未満 1,000 万円				3号免許のみ 10億円									10億円	/	/	/	/
	その他の会社	2億円		3億円程度				3億円程度	2億円	5億円											
会員会社	東京、大阪証券取引所		1,000		3,000	5,000 円					1億円		1億円(3,000万円)		2億円〃	3億円〃	1億円				
	名古屋証券取引所		500		1,500	2,500		5,000万円		1億円〃		1.5億円〃	5,000 円	1.5億円	/						
	その他の証券取引所		300		1,000	1,500		3,000		6,000万円〃		1億円〃	3,000	1億円							
非会員 会社	東京(特別区)、大阪		500		1,000		3,000		4,000万円〃		7,000万円〃		3,000	1億円							
	名古屋		300										2,000		2,000						
	その他		200		500		/		/		/	/	/								
(注6) 証券会社 のみを 相手方と する会社	東京(特別区)、大阪		50		/		400		/		/		1,000万円								
	その他						/								100						

- (注1) ()内は、経過措置期間
(注2) 両3年の間に少なくともこの程度の資本の額を有することが望ましいとして、昭和55年11月にその増加を行政指導した基準
(注3) 昭和64年(平成元年)12月末までに少なくともこの程度の資本の額を有することが望ましいとして、昭和61年12月にその増加を行政指導した基準
(注4) 1号免許はディーラー(自己売買)業務、2号免許はブローカー(媒介、取次ぎ及び代理並びに委託の媒介、取次ぎ及び代理)業務、3号免許はアンダーライター(引受け及び売出し)業務、第4号はディストリビューター(募集の取扱い及び売出しの取扱い)業務に対応
(注5) 有価証券店頭デリバティブ取引(10億円)、元引受け(幹事会社30億円、その他の会社5億円)及び私設取引システム(PTS)(3億円)については、認可が必要
(注6) 両カテゴリーには、外国証券会社は属さない。

証券会社の資本金額の分布状況

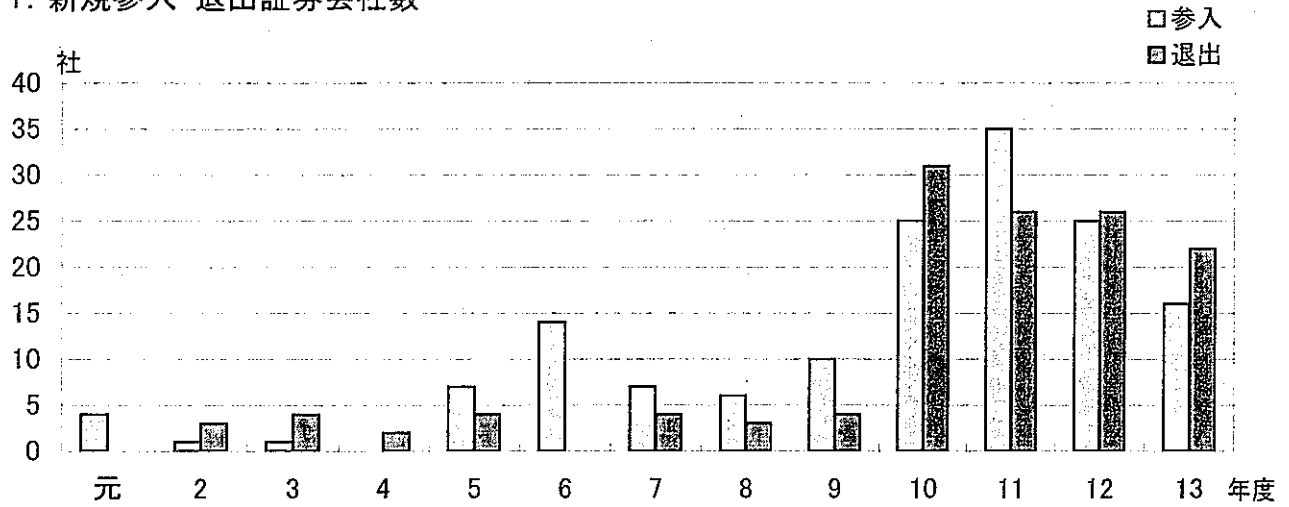
	会社数	比率
1億円	22社	9.1%
1億円超 5億円未満	69社	28.5%
5億円以上 10億円未満	52社	21.5%
10億円以上 30億円未満	44社	18.2%
30億円以上 100億円未満	26社	10.7%
100億円以上	29社	12.0%

(2002年7月1日現在)

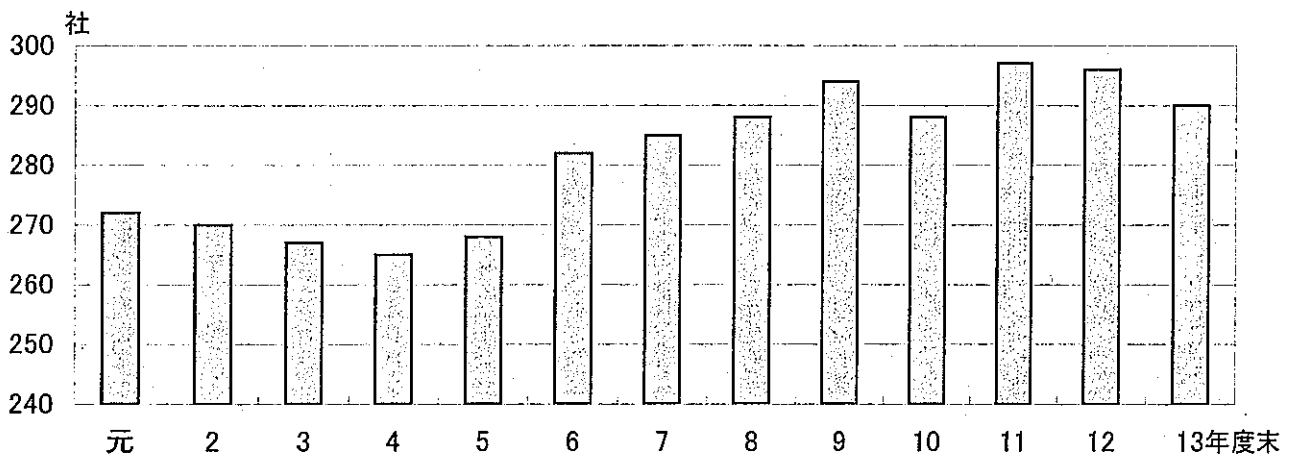
(注) 登録国内証券会社数は 242 社である。

証券会社の参入・退出等の状況

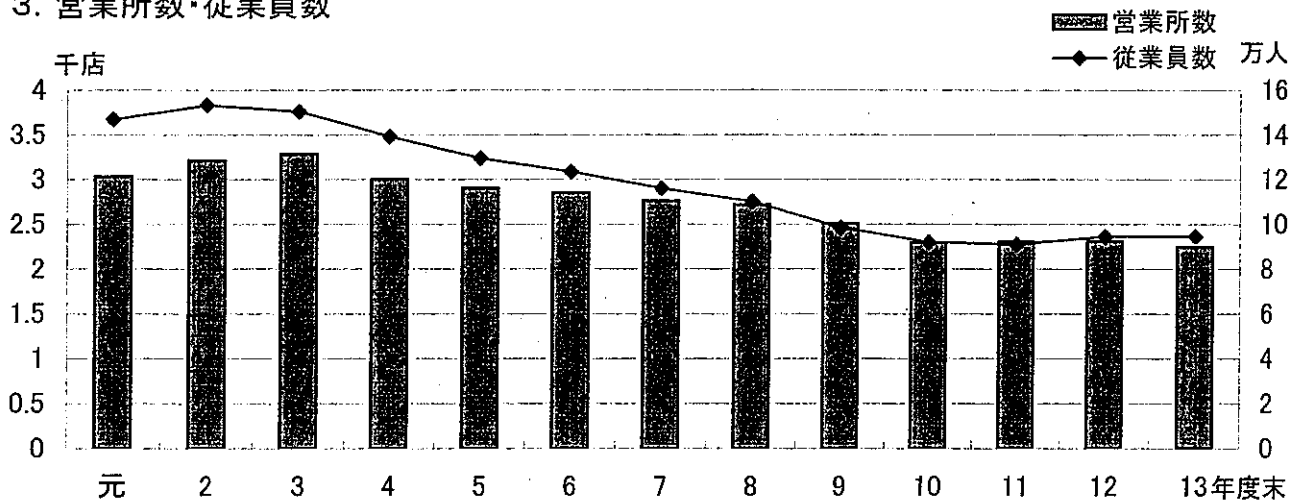
1. 新規参入・退出証券会社数



2. 証券会社数



3. 営業所数・従業員数



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社及び外国証券会社の合計。

証券会社の営業所数・従業員数の推移

	会社数	営業所数		従業員数	
			増減		増減
	社	店	店	人	人
元年3月末	268	2,845	203	137,068	12,604
2年3月末	272	3,032	187	146,924	9,856
3年3月末	270	3,213	181	153,261	6,337
4年3月末	267	3,288	75	150,406	▲ 2,855
5年3月末	265	3,002	▲ 286	139,252	▲ 11,154
6年3月末	268	2,904	▲ 98	129,463	▲ 9,789
7年3月末	282	2,852	▲ 52	123,454	▲ 6,009
8年3月末	285	2,759	▲ 93	116,018	▲ 7,436
9年3月末	288	2,716	▲ 43	110,076	▲ 5,942
10年3月末	294	2,510	▲ 206	98,516	▲ 11,560
11年3月末	289	2,295	▲ 215	92,069	▲ 6,447
12年3月末	297	2,307	12	90,990	▲ 1,079
13年3月末	296	2,309	2	94,448	3,458
14年3月末	290	2,249	▲ 60	94,464	16

(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社及び外国証券会社の合計。

2. 営業所数のピークは平成4年1月末の3,298店。

3. 従業員数のピークは平成3年6月末の166,965人。

証券取引についてのセーフティネット（概要）

1. 経緯

平成10年の金融システム改革において、証券取引のセーフティネットとして、以下の制度を整備。

2. 顧客資産の分別管理の徹底

（1）目的

証券会社が破綻しても、顧客資産と証券会社の固有資産が分別管理されていれば、その財務状況の如何にかかわらず、顧客資産は円滑に返還されることとなる。

投資者保護の確保及び証券取引に対する信頼性の維持の観点から、顧客資産の分別保管の徹底を図り、顧客資産が適切に返還されるための制度を整備。

（2）具体的内容

- ① 顧客資産と証券会社の固有の有価証券の分別保管を法律上義務付け
- ② 現金部分及び顧客の同意を得て担保に出された有価証券について、相当する金額を信託銀行に信託することを義務付け
- ③ 分別義務違反に対しては、行政処分に加え、罰則（2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科）の対象

3. 投資者保護基金制度の概要

（1）目的

分別管理を義務付けた上で、顧客分別金信託の必要額の差替えに伴うタイムラグや不測の事故の発生等により、万が一顧客資産が円滑に返還されない場合に備え、投資者保護基金制度を設け、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務付け。

（2）具体的内容

補償対象：機関投資家等のプロを除く一般顧客の預り資産

補償限度：顧客一人当たり1000万円

退出の自由化のための法令整備

1. 経緯

平成10年の金融システム改革において、証券会社の廃業・解散を原則自由とするとともに、経営破綻した証券会社が廃業の届出を破綻直前に行い、投資者保護に支障を来たす事態を防止する観点から、退出手続きを定めることとした。

また、早期是正措置の一層の充実を図るため、免許取消し等の要件と自己資本規制比率をリンクさせることとした。

2. 概要

(1) 退出手続きの整備（証取法55条）

- ・ 廃業等の期日の30日前までに公告することの義務付け
- ・ 廃業等の公告をした時は、その旨を当局に届出
- ・ 廃業等の場合には、既存取引の結了義務を負わせるとともに、廃業後の投資者保護の徹底を図るため、顧客資産の速やかな返還を義務付け

(2) 退出に係る監督手続きの明確化

自己資本規制比率の維持を法令上の義務とし、自己資本規制比率違反に対して、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しを行う道筋を以下のとおり明らかにしている（証取法56条の2）。

- | | |
|--|-----------|
| ① 120%を下回った段階： | 業務改善命令の対象 |
| ② 100%を下回った段階： | 業務停止命令の対象 |
| ③ 業務停止処分後3ヶ月を経ても自己資本規制比率が回復する見込みがないとき： | 登録取消しの対象 |

投資信託委託業者、投資顧問業者の最低資本金（現行）

1. 投資信託委託業者（認可）	1 億円

2. 認可投資顧問業者（認可）	1 億円
3. 投資顧問業者（登録）	なし

（備考）

1. 投資顧問業者とは、投資顧問業法上の登録を受けて、顧客に対して有価証券の価値等に関する助言を行う営業を営む者。
2. 認可投資顧問業者とは、投資顧問業者が投資顧問業法上の認可を受けて、顧客から投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき投資を行う営業を営む者。
3. この他、投資顧問業者、認可投資顧問業者については、投資家保護の観点から、営業保証金の供託が義務付けられている。

（投資顧問業者：主たる営業所 500 万円、その他の営業所 250 万円）
（認可投資顧問業者：主たる営業所 2,000 万円、その他の営業所 1,000 万円）

投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る最低資本金について

	昭和26・6	昭和62・10	平元・12	平4・7	平成7・1	金融システム改革後
		通達による行政指導				
1. 投資信託委託業者	5,000万円	5,000万円	5億円 (注1)	3億円 (注2)	5,000万円 (注2)	1億円 (注3)
2. 認可投資顧問業者		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円 (注4)

- 6 (注) 1. 物価上昇等を考慮して、行政指導した基準
 2. 外国からの緩和要望等により、引き下げられた行政指導の基準
 3. 金融システム改革の際、投資信託委託業者の最低資本金については、①投資信託委託業者と認可投資顧問業者との兼業を認めることから、平仄をとる必要があったこと、②証券会社の最低資本金が1億円であること、を踏まえて、投資信託委託業者の最低資本金を、5千万円から1億円に引き上げた。
 4. 認可投資顧問業者の最低資本金については、金融システム改革の際、通達から施行規則に引き上げられたが、昭和61年(制定当時)から変更がなされていない。

投資信託委託業者の資本金の分布

	会社数	比率
1億円	2社	2.3%
1億円超2億円以下	1社	1.2%
2億円超5億円以下	38社	43.7%
5億円超10億円以下	6社	6.9%
10億円超50億円以下	35社	40.2%
50億円超	5社	5.7%

(2002年3月末現在)

(注) 投資信託委託業者の総数は87社である。

認可投資顧問業者の資本金の分布

	会社数	比率
1億円	8社	5.8%
1億円超2億円以下	38社	27.3%
2億円超5億円以下	45社	32.4%
5億円超10億円以下	10社	7.2%
10億円超50億円以下	33社	23.7%
50億円超	5社	3.6%

(2002年8月末日現在)

(注) 認可投資顧問業者の総数は139社である。

投資顧問業者(認可投資顧問業者除く)の資本金の分布

	会社数	比率
個人業者	56社	11.7%
1,000万円以下	178社	37.2%
1,000万円超3,000万円以下	62社	12.9%
3,000万円超5,000万円以下	26社	5.4%
5,000万円超1億円以下	32社	6.7%
1億円超10億円以下	72社	15.0%
10億円超	53社	11.1%

(2002年8月末日現在)

(注) 投資顧問業者(認可投資顧問業者除く)の総数は479社である。

金融サービス業における最低資本金

	登 許 認			最 低 資 本 金						
	登 録	許 可	認 可	な し	1,000 万円	2,000 万円	1 億円	5 億円	10 億円	20 億円
銀 行			○							○
保 険 会 社			○						○	
証 券 会 社	○		△ (注1)				○			
投資信託委託業者			○				○			
認可投資顧問業者			○				○			
投資顧問業者	○			○ (注2)						
商品取引受託業者 (第一種)		○						○		
金融先物取引業者		○					○			
貸 金 業 者	○			○ (注3)						
商品投資販売業者		○			△	○		△	△	
商品投資顧問業者		○			△ (注4)		○			
小口債権販売業者		○				△ (注5)	○			
不動産特定共同事業者		○					△	○		
							△ ○ (注6)			

(注1) 有価証券店頭デリバティブ取引（最低資本金10億円）、元引受け（幹事会社30億円、その他の会社5億円）及び私設取引システム（PTS）（3億円）については、認可が必要

(注2) 法人である場合においても、資本金について登録申請書への記載は要するが、最低資本金の要件はない

(注3) 法人である場合においても、最低資本金の要件はなく、登録申請書への記載も要しない

(注4) 商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社の場合

(注5) 小口債権販売業者以外の者と小口債権販売契約の締結を行うことのない法人の場合

(注6) 不動産特定共同事業のうち、①不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為に係る事業を行おうとする法人にあっては原則1億円、②不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為に係る事業のみを行おうとする法人にあっては原則2,000万円

最低資本金についての主な論点

- 多様な業者の参入の必要性
 - ・ 販売チャネル多様化・拡充の必要性
 - ・ 商品の多様化、競争の一層の促進

- 投資者保護の仕組み
 - ・ 顧客資産の分別管理、投資者保護基金 等
 - ・ 顧客からの金銭等の預託受入れ禁止 等

- 健全性確保の仕組み
 - ・ 取締役等の登録拒否要件、主要株主ルール 等